

立科町公共施設等総合管理計画



平成 29(2017)年 3 月
(令和 4 (2022)年 3 月第二回改訂)
立 科 町

立科町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 立科町について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本町を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	6
2 財政状況	6
(1) 歳入の状況	7
(2) 歳出の状況	8
(3) 財政指標	9
(4) 有形固定資産減価償却率	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物の現況	11
(1) 公共建築物の保有状況	11
(2) 築年別整備状況	12
(3) 耐震化実施状況	13
2 インフラ施設の状況	14
(1) インフラ施設の現状	14
3 過去に行った対策の概要	15
(1) 各種計画の策定	15
4 将来の更新費用の推計	15
(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法	15
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	16
(3) 中長期的な経費の見込み	17
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	18
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	19
3 現状や課題に関する基本認識	20
4 公共施設等の管理の数値目標	20
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	20
(2) インフラ施設	21
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
(1) 点検・診断等の実施方針	22
(2) 維持管理・更新等の実施方針	22
(3) 安全確保の実施方針	22
(4) バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
(5) 耐震化の実施方針	23
(6) 長寿命化の実施方針	23
(7) 脱炭素化の推進方針	24
(8) 統合や廃止の推進方針	24
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24
6 P D C A サイクルの推進	24
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	25
(1) 文化系施設	25
(2) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設	26
(3) 学校教育系施設、子育て支援施設	27
(4) 保健・福祉施設	28
(5) 行政系施設	29
(6) 町営住宅	30
(7) その他（公園施設含む）	31
(8) インフラ施設	32

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

わが国は、総人口の減少や少子高齢化の進行などにより人口構造が大きく変化してきていることに加えて、高度経済成長期に整備されてきた公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。このような中、国は国土強靱化を図るべく平成25（2013）年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成26（2014）年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成30（2018）年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

本町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、庁舎、小・中学校、町営住宅などの公共建築物、道路や橋りょう等のインフラ整備を進めてきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後これらに多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面では、今後の人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政の逼迫が懸念されます。このことから、固定費とも言える公共施設等の維持管理経費や、老朽化に伴う改修・更新費用をいかにして抑制するかが喫緊の課題となっています。

このような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって公共施設等の利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行い、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉えた公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、立科町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

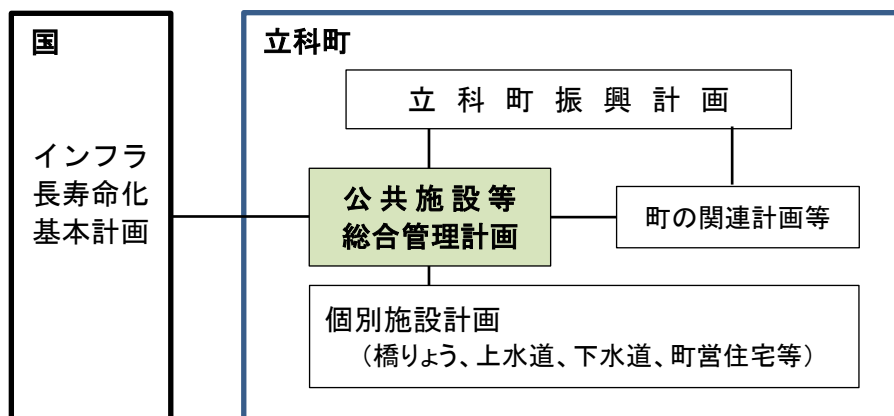
2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の最適な配置を実現するために、長期的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントをしていくための基本的な方針を示したものです。

本計画を実施するに当たっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、まちづくりの視点や財政の見通しを踏まえ、取組みを進めていくこととします。

また、今後は本計画に基づき、各施設の所管において具体的な長寿命化や統廃合を含めた施設のあり方について検討し、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

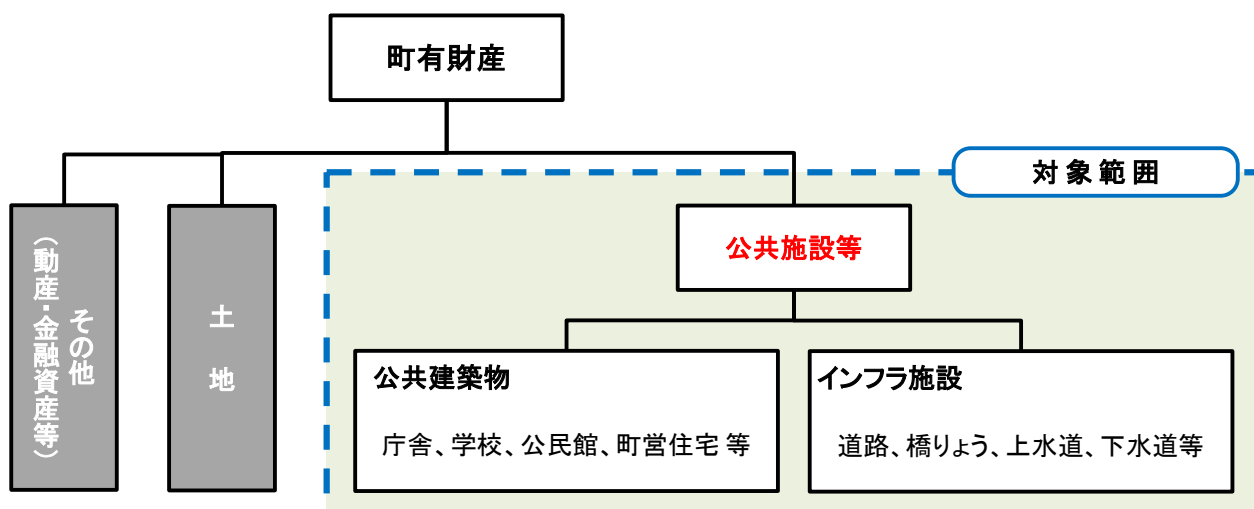
◆ 図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）3月末時点の本町が所有する庁舎、小・中学校、町営住宅等の公共建築物や道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ施設を対象とします。建築物の無い土地や動産などは対象外としています。

◆ 図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 立科町について

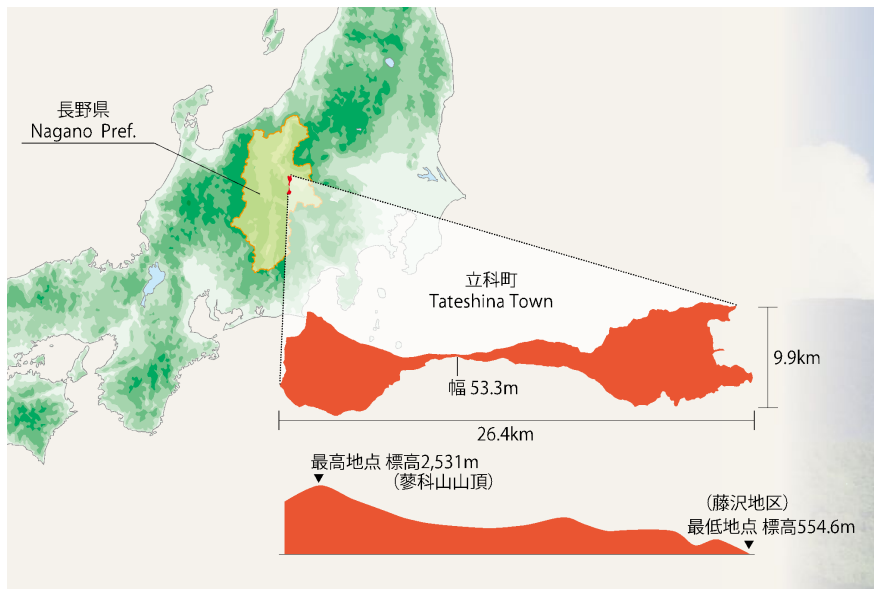
1 概況

立科町は長野県の東部北佐久郡の西端に位置し、上田市、東御市、佐久市、茅野市、小県郡長和町に境を接し、東西 9.9 キロメートル、南北 26.4 キロメートルと南北に細長い町で、面積は 66.87 平方キロメートルです。

北部では、稲作を中心としてりんご・野菜・畜産（蓼科牛、豚）などの農業が盛んで、南部の高原地帯は、蓼科山（標高 2,531 メートル）の北西に女神湖・白樺湖・蓼科牧場を有する一大リゾート地で四季折々の自然の恵みを満喫することができます。

また、気候は四季の変化に富み、年較差も日較差も大きく、冷涼な高原の気候を有し、晴天日数が多く、日照時間の長さは全国トップレベルであり、年間降雨量は約 1,000mm と、全国的にも雨が少ない町だと言えます。

◆図表 2-1 立科町の位置図



（出典：立科町タウンガイド）

2 沿革

立科町は、古くから人の住んでいた痕跡として、蓼科山麓の雨境、池ノ平、赤沼平等から旧石器時代の遺物が発見されています。芦田川の氾濫原である沖積地に形成された大庭遺跡は、縄文時代から平安時代にわたる複合遺跡です。

鎌倉時代には、御牧の牧官で土着して武士化していた滋野氏の勢力範囲といわれ、江戸時代には中山道の芦田宿として栄えました。明治 22（1889）年市町村制実施とともに、芦田村・横鳥村・三都和村となり、茂田井は本牧村に含まれていました。

昭和 30（1955）年 4 月 1 日に「昭和の大合併」により、芦田村・横鳥村・三都和村は合併して立科村となりましたが、昭和 31（1956）年 7 月 1 日に白樺湖周辺の一部を茅野町（現茅野市）に境界変更により分割し、昭和 33（1958）年 10 月 1 日立科村が町制を施行して立科町となりました。昭和 35（1960）年 4 月 15 日には望月町（現佐久市）より茂田井地区の大部分を編入し現在の立科町が形成されました。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

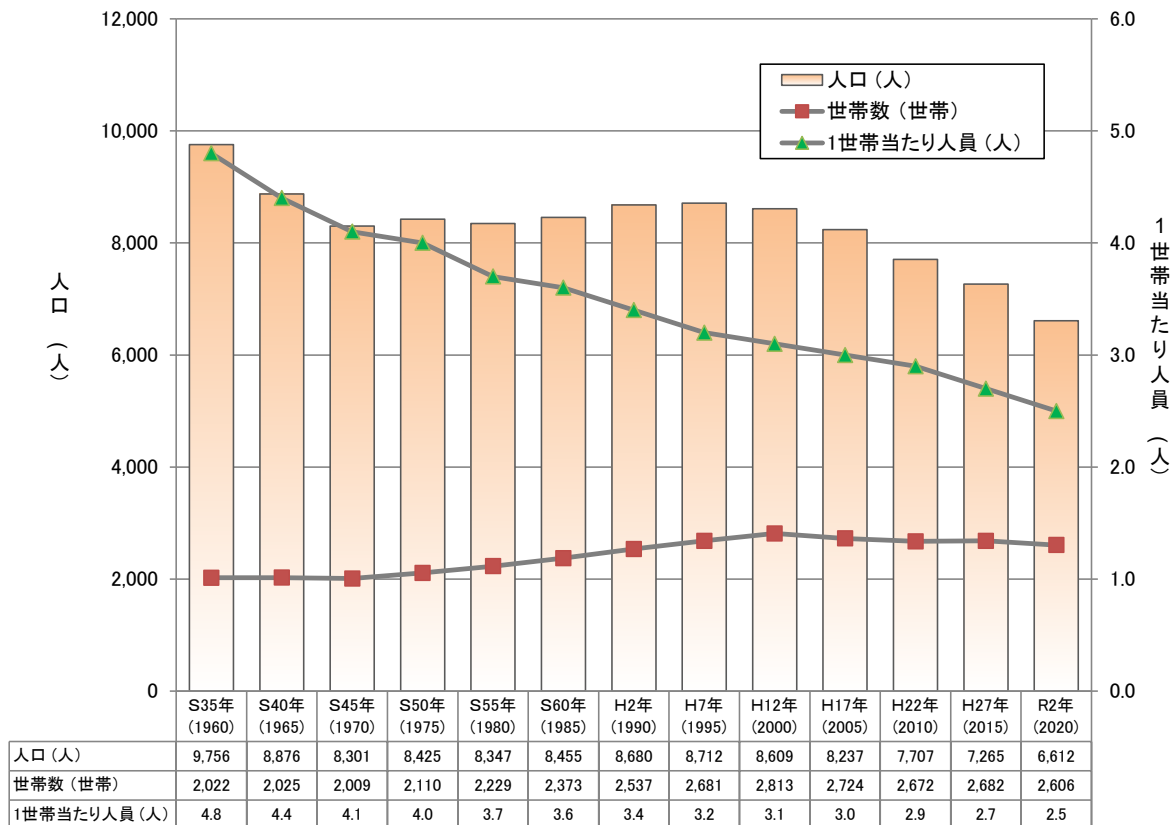
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、昭和35（1960）年の人口は、9,756人で以降昭和45（1970）年にかけて減少し、その後増加に転じたものの、平成7（1995）年以降は、下降傾向にあり、令和2（2020）年には6,612人と60年間で3,144人、率で32.2%減少しています。

世帯数は、昭和35（1960）年の2,022世帯から、平成12（2000）年の2,813世帯まで緩やかに増加し続けていましたが、平成12（2000）年をピークに減少に転じ、令和2（2020）年の世帯数は2,606世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和35（1960）年の4.8人から年々減少し、令和2（2020）年には2.5人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行がうかがえます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

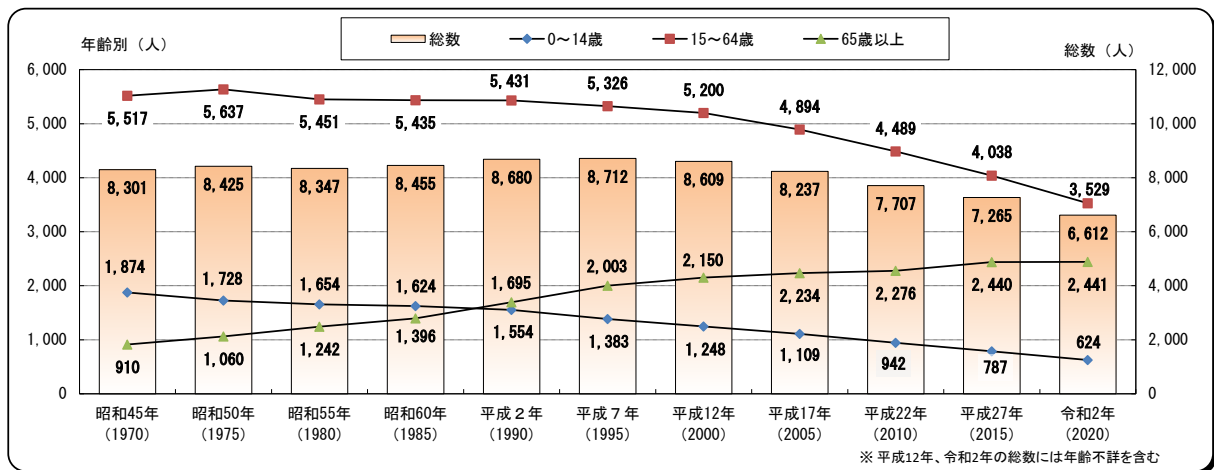


(2) 年齢階層別人口

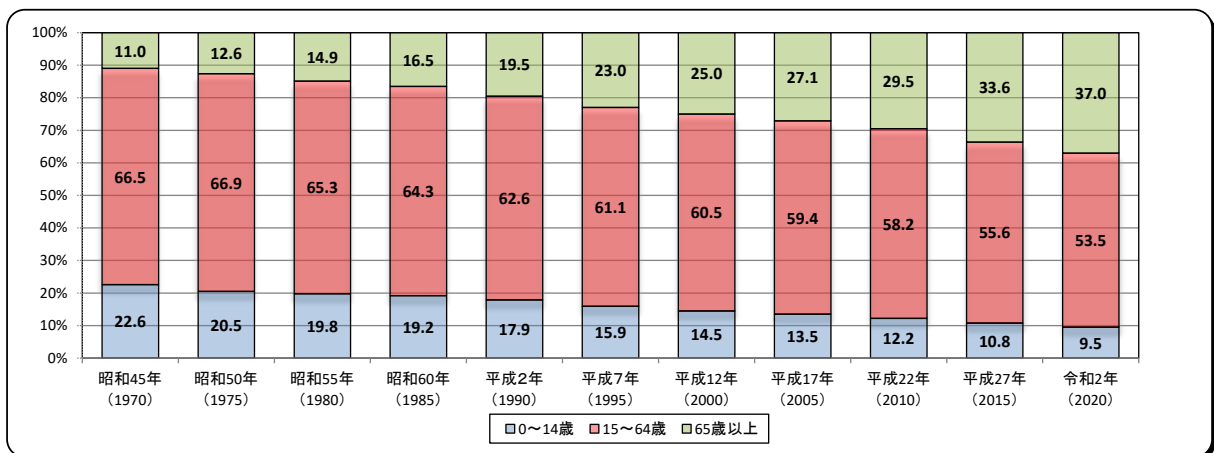
平成7（1995）年から令和2（2020）年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少傾向で推移し、25年間で759人（54.9%）減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は25年間で438人（21.9%）増加しており、平成2（1990）年以降、老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口（15～64歳）も年少人口と同様に一貫して減少傾向で推移し、25年間で1,797人（33.7%）減少しています。

令和2（2020）年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が9.5%、生産年齢人口が53.5%、老年人口が37.0%となっており、老年人口比は長野県平均（32.0%）や佐久地域平均（32.3%）と比べ上回っています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移（出典：国勢調査）



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移（出典：国勢調査）



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(3) 将来人口

「立科町人口ビジョン」（時点修正：令和2（2020）年3月31日）では、国の長期ビジョン及び長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略における令和47（2065）年の総人口の将来展望見通しの考え方を踏まえ、以下の本町の人口推計の仮定値を設定し、将来人口を展望しています。

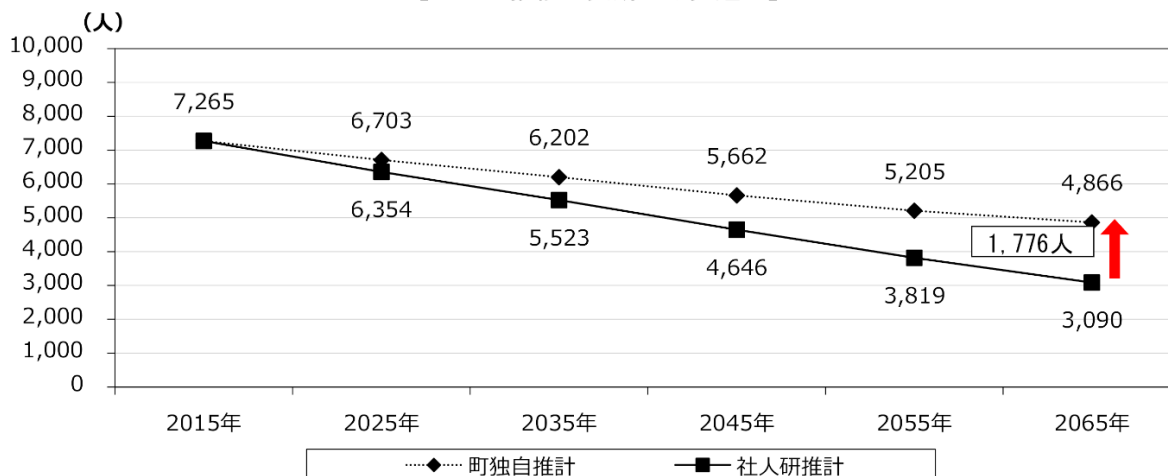
◆図表 3-4 総人口の将来推計と将来展望（出典：立科町人口ビジョン）

① 2065年に約1,800人の施策効果

社人研推計によると、2065年の本町人口は3,090人まで減少すると推計されている。

しかしながら、移動人口の推移状況を踏まえると、町の施策による効果が着実に反映されることで、2065年の人口減少を4,866人までにとどめることで、社人研推計と比較し、1,776人の施策効果を見込むものとする。

【人口の推移と長期的な見通し】



※ 町独自推計：総合戦略の施策効果による人口推移推計

◆図表 3-5 年齢階層別人口の将来推計と将来展望（出典：立科町人口ビジョン）

【年齢3区分別の人口推計（町独自推計）】

区分	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年	2065年
年少人口 (0～14歳)	787 10.8%	720 10.7%	814 13.1%	816 14.4%	787 15.1%	764 15.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,038 55.6%	3,484 52.0%	2,977 48.0%	2,703 47.7%	2,670 51.3%	2,615 53.7%
老年人口 (65歳以上)	2,440 33.6%	2,499 37.3%	2,411 38.9%	2,143 37.9%	1,749 33.6%	1,487 30.6%
総人口	7,265	6,703	6,202	5,662	5,205	4,866

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

【年齢3区分別の人口推計（社人研推計）】

区分	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年	2065年
年少人口 (0～14歳)	787 10.8%	594 9.3%	476 8.6%	394 8.5%	308 8.1%	241 7.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,038 55.6%	3,285 51.7%	2,651 48.0%	2,115 45.5%	1,777 46.5%	1,413 45.7%
老年人口 (65歳以上)	2,440 33.6%	2,475 39.0%	2,396 43.4%	2,137 46.0%	1,734 45.4%	1,436 46.5%
総人口	7,265	6,354	5,523	4,646	3,819	3,090

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

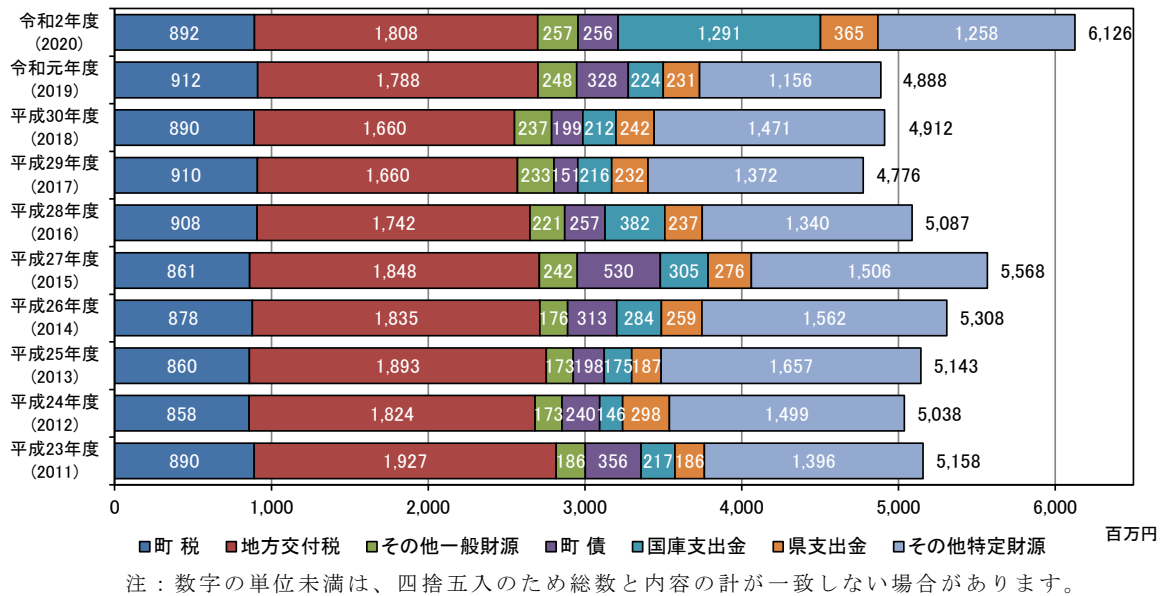
2 財政状況

(1) 歳入の状況

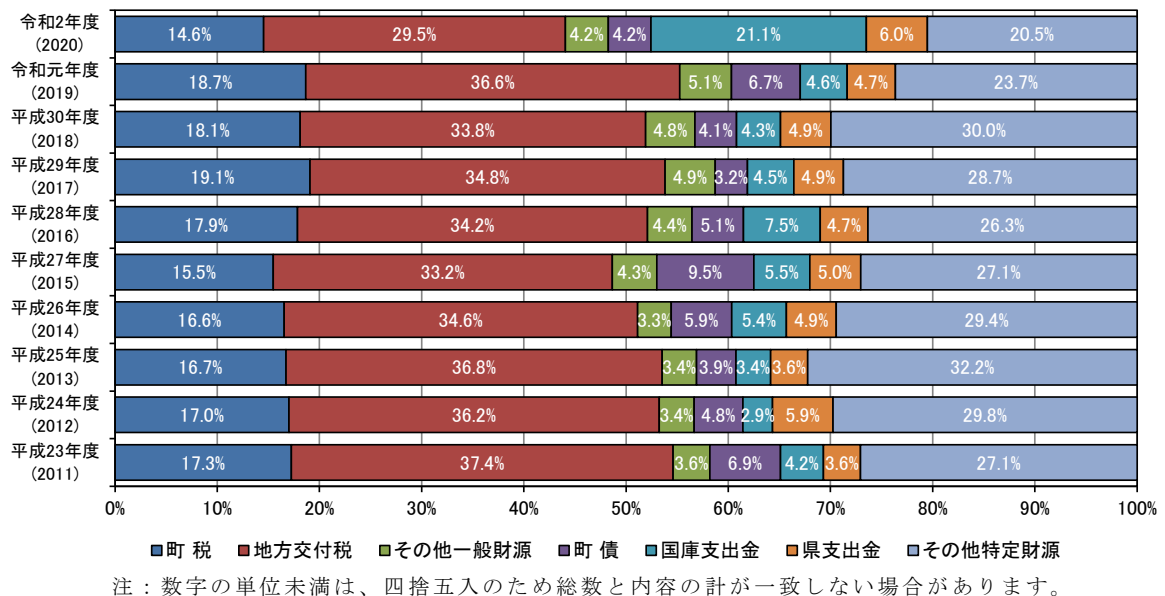
平成 23(2011)年度以降概ね 48～56 億円で推移していましたが、令和 2 (2020) 年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり 61.3 億円となっており、前年度と比べて 25.3%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、町税収入は概ね 9 億円前後でほぼ横ばいであり、令和 2 (2020) 年度の町税収入は 8.9 億円で、歳入に占める町税の割合は 14.6%となっています。今後、少子高齢化社会が進展し、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税の減収が予測されます。一方、地方交付税は、平成 23(2011)年度以降概ね 17～19 億円であり、令和 2 (2020) 年度で歳入全体の 29.5%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆ 図表 3-6 歳入決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-7 歳入決算額構成比の推移(普通会計)

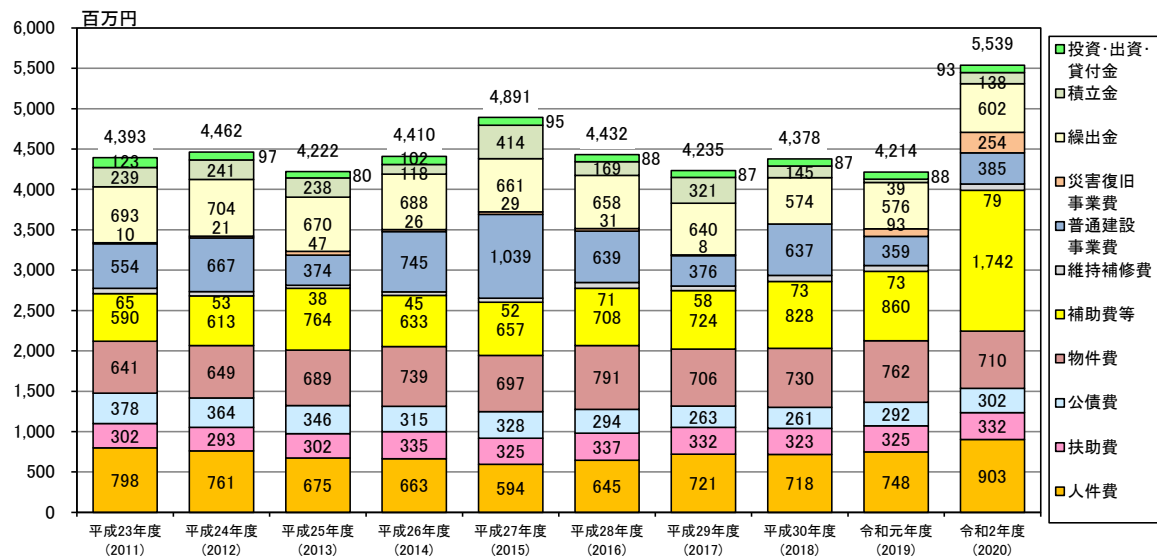


(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は平成 28（2016）年以降増加傾向にあり、今後も高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費（物件費、補助費等、維持補償費）も穏やかな増加で推移していましたが、令和 2（2020）年度に補助費等が新型コロナウイルス感染症対策として特例給付金や事業者支援等により 17.4 億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）は年度により変動がみられ、平成 23（2011）年度以降概ね 4～11 億円で推移しています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

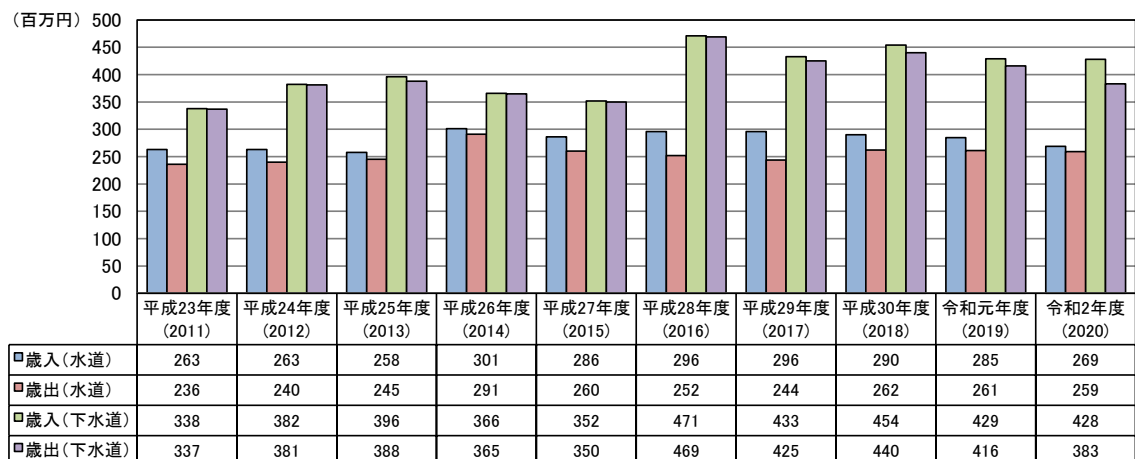
また、平成 23（2011）年度以降の町営水道事業は、概ね 2～3 億円の財政規模で推移しています。下水道事業における歳入及び歳出の推移をみると、平成 23（2011）から平成 27（2015）年度までは、概ね 3.5 億円前後で推移し、平成 28（2016）年度以降は、概ね 4～5 億円で推移しています。

◆ 図表 3-8 歳出決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-9 立科町水道事業及び立科町下水道事業の推移(公営事業会計)



(3) 財政指標

経常収支比率は、平成 28 (2016) 年以降増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度は、前年に比べて 5.0% 増加しています。

実質公債費比率は、一部事務組合等への地方債の負担金等に伴い増加傾向にあります。

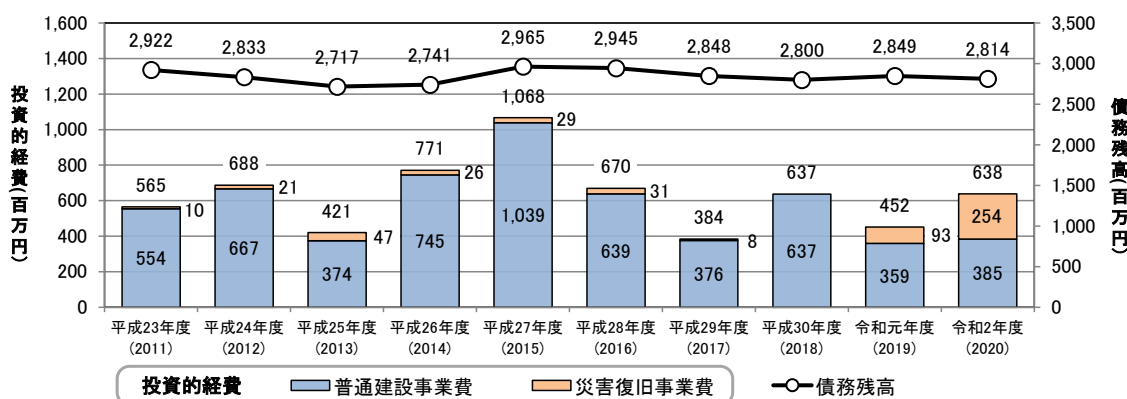
公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 29 (2017) 年度以降ほぼ横ばいで、令和 2 (2020) 年度は 28.1 億円です。

◆ 図表 3-10 財政指標

区 分	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
経常収支比率	80.4	80.2	74.5	76.9	80.9	81.7	84.7	89.7
実質公債費比率	4.6	4.3	4.3	5.8	6.8	7.6	7.2	7.8

(%)

◆ 図表 3-11 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100% に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア. 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均、類似団体に比べ低い水準にあります。老朽化が進んでいる施設が多く、改修、建替え等の対策が必要な資産も多く、更新投資の財源確保が課題となっています。

令和元 (2019) 年度末時点の本町における有形固定資産減価償却率 (建物) の最も高い施設は、98.7% の体育館・プールで、次いで高いのは 89.8% の一般廃棄物処理施設となっており、最も低いのが消防施設で 35.8% となっています。

イ. 公営事業会計

水道事業の有形固定資産減価償却率は、全国平均、類似団体平均値より高い傾向にあるので、老朽施設が多いことが分かります。特に配水池等の施設に関しては法定耐用年数に近い資産があるので、配水池の施設更新を行う必要があります。

◆ 図表 3-12 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名		有形固定資産減価償却率 (%)				
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	58.6	59.1	61.3	62.9
		立科町	62.7	57.6	57.2	58.5
	公 営 住 宅	40.5	41.4	45.8	44.7	
	認定こども園・幼稚園・保育所	20.0	23.8	28.4	41.2	
	学 校 施 設	70.4	72.1	75.0	73.7	
	児 童 館	35.5	36.7	42.1	47.6	
	公 民 館	71.9	72.2	75.2	61.3	
	体 育 館 ・ プ ー ル	78.9	79.9	80.4	98.7	
	福 祉 施 設	69.6	70.7	72.1	81.4	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	54.3	50.3	43.9	89.8	
	保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	63.9	65.0	67.0	74.0	
	消 防 施 設	21.6	26.4	29.8	35.8	
	庁 舎	67.4	69.9	76.9	51.5	
道 路	45.2	47.4	52.3	53.8		
橋 り よ う ・ ト ン ネ ル	59.0	59.3	65.6	68.3		
公営事業会計	水道事業	全国平均	-	-	-	49.6
		類似団体平均値	48.3	45.1	45.9	47.3
		立科町	55.2	57.0	58.7	60.6
	下水道事業	特定環境保全公共下水道	-	-	-	該当数値なし
		農業集落排水	-	-	-	該当数値なし

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、少子高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる町税の減収は避けられないと予測されます。

また、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、扶助費、公債費についてはほぼ一定で推移しているものの、今後は、少子高齢化に伴い更なる社会保障費の増加が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の計画的な活用、新しい課税客体の創出、施設の利用率向上に努めるとともに、現状の使用料等の利用者負担の適正化などにより、財源の確保を図るとともに、健康寿命延伸の取組を一層進め、社会保障費などのコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

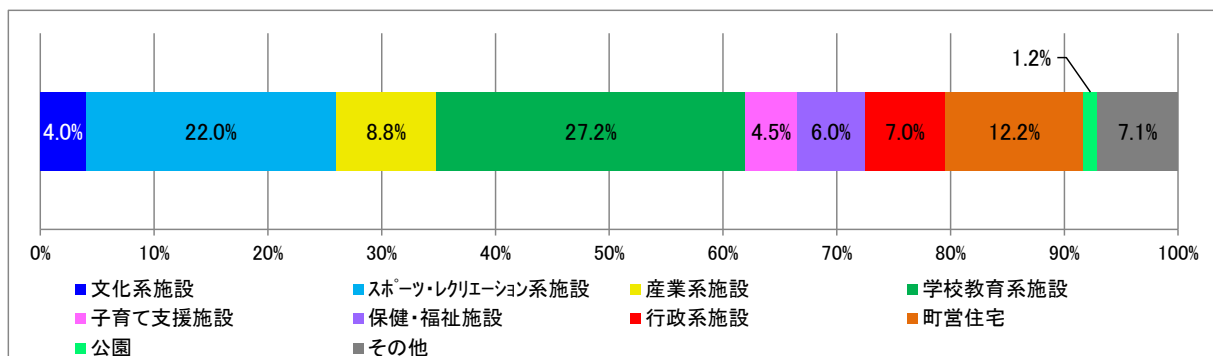
本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は 52,958.65 m² であり、その内訳は、学校教育系施設が 27.2% と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設 22.0%、町営住宅が 12.2% と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	平成27年度 (2015)		令和2年度 (2020)		増減		増減の主な理由
		施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	
文化系施設	集会施設	8	2,434.42	5	2,093.06	△3	△341.4	石川集会所、細谷集会所、町二部集会所：譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	8,471.25	9	8,446.25	0	△25.0	白樺高原総合観光センター パトロール室【レクリエーション施設・観光施設】と重複のため減
	レクリエーション施設・観光施設	6	3,189.18	6	3,189.18	0	0.0	
産業系施設	産業系施設	6	4,571.40	6	4,664.15	0	92.8	道の駅「女神の里たてしな」(トイレ休憩・情報提供施設)：H29建築
学校教育系施設	学校	2	14,590.26	2	14,390.26	0	△200.0	立科小学校 給食室：食堂棟の面積と重複のため減
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	1,856.95	1	1,856.95	0	0.0	
	幼児・児童施設	1	545.08	1	545.08	0	0.0	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	2,238.29	4	2,238.29	0	0.0	
	障害福祉施設	1	470.18	1	470.18	0	0.0	
	保健活動施設	1	467.00	1	467.00	0	0.0	
行政系施設	庁舎等	1	3,274.83	1	3,274.83	0	0.0	
	消防施設	1	59.34	1	59.34	0	0.0	
	その他行政系施設	5	300.44	10	371.61	5	71.2	夢科地区ごみ集積所、夢科地区ごみ分別ステーション 分別ごみ保管庫：精査により追加 ゴミ収集休憩所：取壊し
町営住宅	町営住宅	27	6,452.98	27	6,452.98	0	0.0	
公園	公園	12	661.01	12	661.01	0	0.0	
その他	その他	19	3,778.48	19	3,778.48	0	0.0	
合計		104	53,361.09	106	52,958.65	2	△402.4	

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

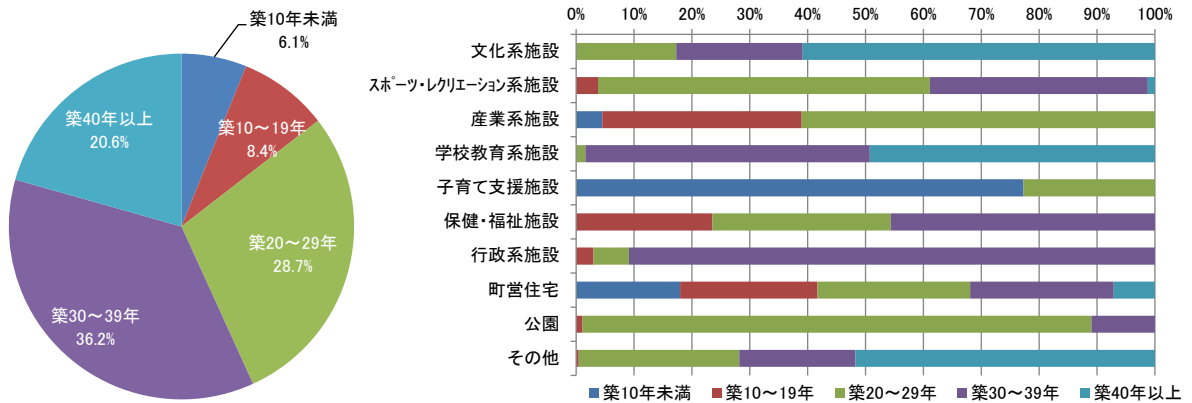
◆ 図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



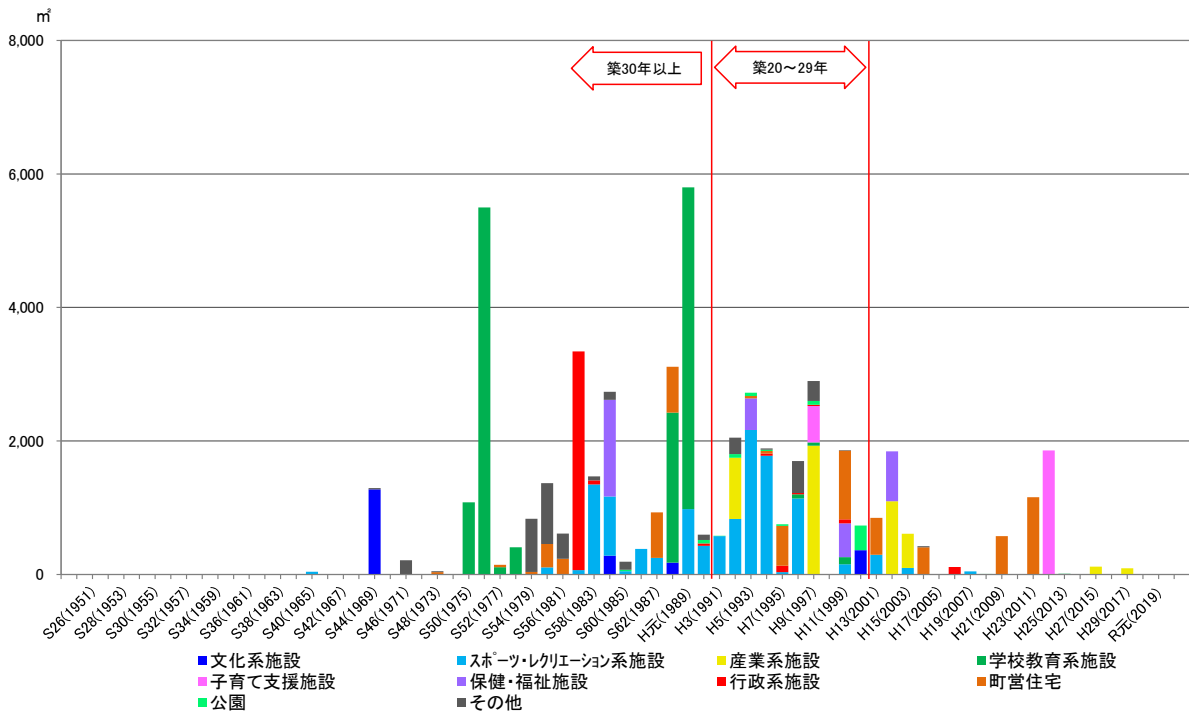
(2) 築年別整備状況

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の56.8%(築40年以上20.6%、築30~39年36.2%)、10年後に30年以上経過となる施設割合は85.5%となることから、今後は老朽化に対応するための大規模改修や更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

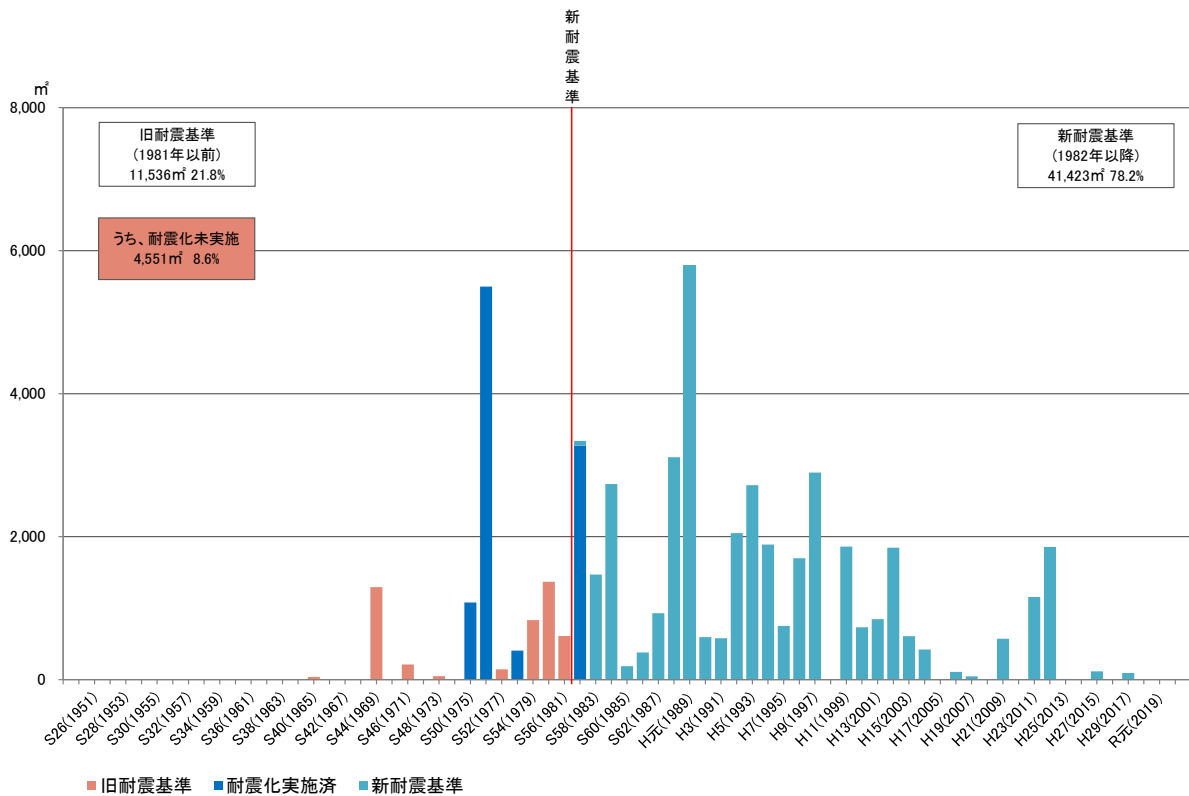


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 78.2%が新耐震基準により建築された建物です。昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された建物は 21.8%で、そのうち公共建築物全体の 19.4%が耐震化実施済となっており、8.6%が耐震化未実施の状況となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本町の主なインフラ施設は、町道延長が 321.7km、橋りょうが 66 橋、上水道管路延長が 194.8km、下水道管路延長が 135.6km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種別	主な施設	施設数量	
		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
道路	道路延長	319,766m	321,663m
	1 級町道延長	34,145m	36,214m
	2 級町道延長	17,119m	16,743m
	その他町道延長	268,502m	268,706m
橋りょう	橋りょう数	68 橋	66 橋
上水道	管路総延長	191,830m	194,837m
	導水管	18,713m	18,713m
	送水管	5,471m	5,471m
	配水管	167,646m	170,653m
	配水池	9 箇所	9 箇所
	ポンプ施設	1 施設	1 施設
下水道	ポンプ施設	7 施設	7 施設
	管路総延長	135,629m	135,629m
農道施設	処理施設	7 施設	7 施設
	農道延長	2,598m	2,598m
林道施設	林道延長	39,557m	39,557m
	林道橋りょう数	6 橋	6 橋

3 過去に行った対策の概要

(1) 各種計画の策定

◆図表 4-7 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	立科町公共施設個別施設計画	令和元(2019)年度策定
	立科町公営住宅等長寿命化計画	平成26(2014)年度策定
道 路	立科町個別施設計画【道路舗装】	令和3(2021)年度策定
橋 り ょ う	立科町橋梁長寿命化修繕計画	平成29(2017)年度策定
上 水 道	立科町水道アセットマネジメント	平成30(2018)年度策定
下 水 道	立科町立科浄化管理センター他再構築基本設計(ストックマネジメント実施計画)	令和2(2020)年度策定
	立科町下水道ストックマネジメント実施方針	令和元(2019)年度策定
	最適整備構想策定業務(農業集落排水事業)	平成27(2015)年度策定

4 将来の更新費用の推計

(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法

耐用年数経過後に単純更新を行った場合(従来型)と、公共施設等の現況や個別施設計画で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み(中長期計画)を作成しました。

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト(単純更新)と、各個別施設計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト試算されていない長寿命化計画については、単純更新と個別施設計画の更新費用は総務省提供ソフト(以下、「更新費用試算ソフト」という。)を利用します。

◆図表 4-8 更新費用の根拠

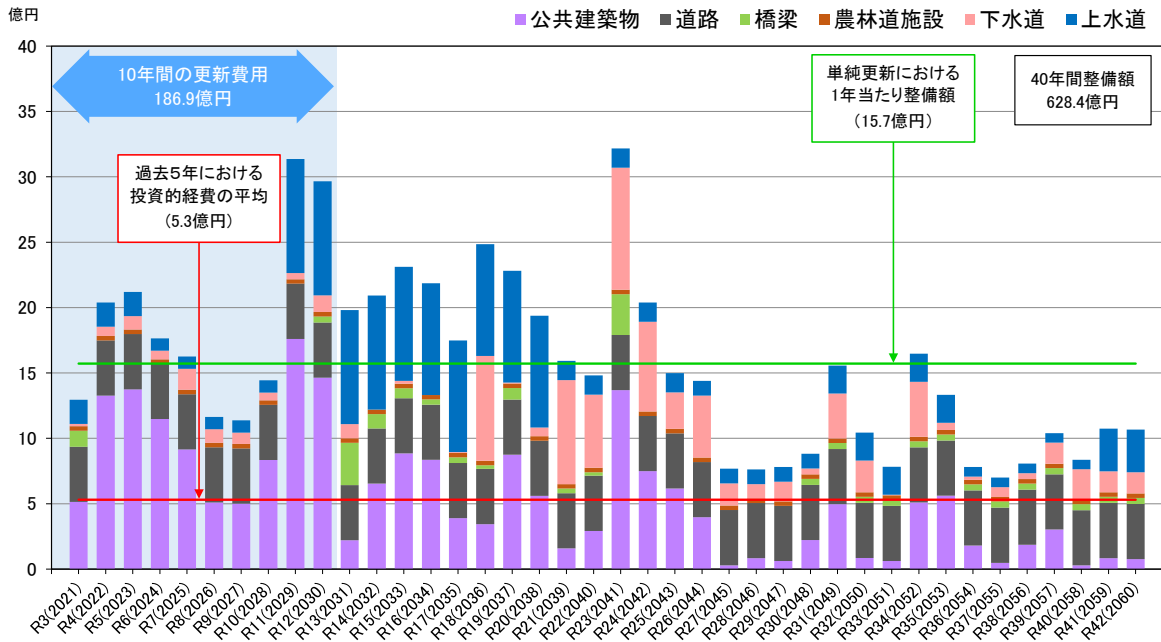
種別	利 用 デ ー タ	
	単純更新	長寿命化計画
公共建築物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
	公営住宅等長寿命化計画の計画前LCC	公営住宅等長寿命化計画の計画後LCC
道 路	更新費用試算ソフト	個別施設計画の修繕計画
橋 り ょ う	長寿命化計画の対症療法型の事業費 ※R29(2047)以降は年平均とする	長寿命化計画の予防保全型の事業費 ※R29(2047)以降は年平均とする
農林道施設	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上 水 道	水道アセットマネジメントの耐用年数で更新 ※R41(2059)、R42(2060)は年平均	水道アセットマネジメントの重要度・優先度を踏まえた更新基準で更新 ※R41(2059)、R42(2060)は年平均
下 水 道	下水道ストックマネジメントの標準耐用年数で更新	下水道ストックマネジメントの目標耐用年数で更新
	農業集落排水事業 最適整備構想機能保全スケジュール ※R39(2057)以降は年平均	

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 628.4 億円、年平均で 15.7 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.3 億円と比較して 3.0 倍になります。

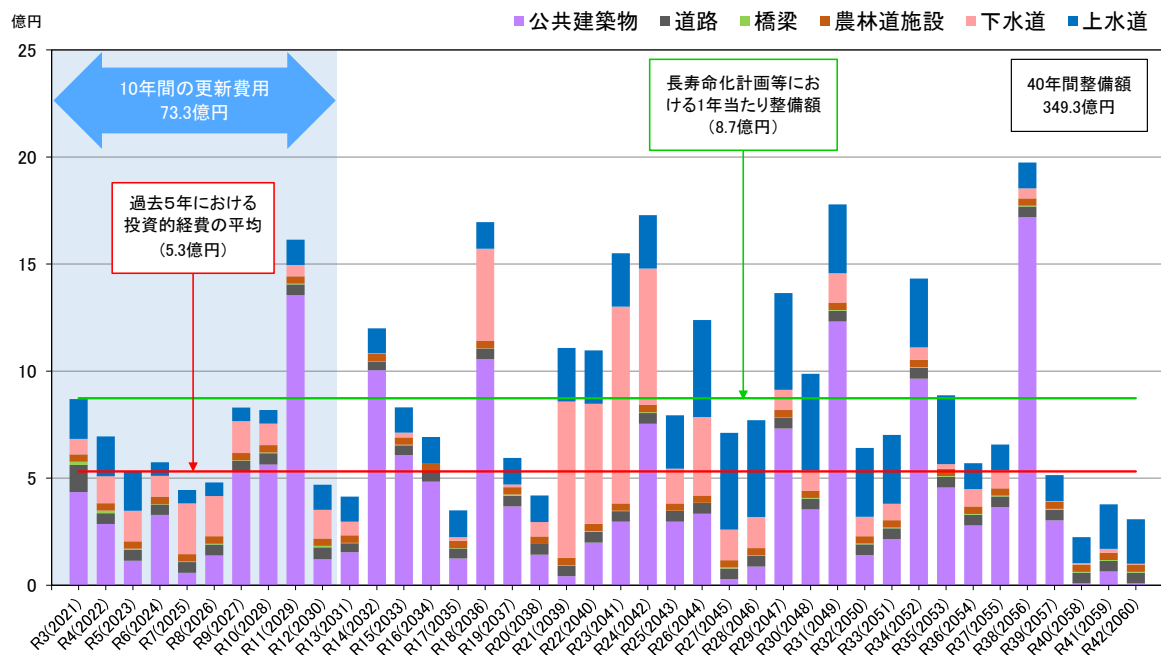
◆ 図表 4-9 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 349.3 億円、年平均で 8.7 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.3 億円と比較して 1.6 倍になります。

◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）で約114億円の削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-11 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②-①)	現在要している経費 (過去5年平均)	
投資的経費	普通会計	公共建築物	10,347	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	3,929	▲6,418	341
		道 路	4,221		586	▲3,635	84
		橋 り よ う	168		59	▲109	23
		農林道施設	346		346	0	35
	公営事業会計	上 水 道	2,768		1,110	▲1,658	65
		下 水 道	841		1,298	457	18
	計	18,691	7,328		▲11,363	566	
維持補修費	普通会計	710		710		71	
	公営事業会計	710		710		71	
	計	1,420		1,420		142	
合 計		20,111		8,748	▲11,363	708	

立科町下水道ストックマネジメント実施方針（評価期間100年間）

管路施設及び処理場施設の長期的な改築事業のシナリオ設定の結果から、管路施設・処理場・ポンプ場については評価期間100年において約20億円、年平均で約19百万円のコスト削減効果が期待できる。

（単位：百万円）

項目	管路施設	処理場施設	計	年当たり事業費
標準耐用年数で改築	828	2,651	3,479	35
目標耐用年数で改築	414	1,152	1,566	16
コスト削減額	414	1,499	1,913	19

立科地区 最適整備構想策定業務（農業集落排水事業）

標準耐用年数と性能劣化曲線から機能保全コストを算定し評価期間40年間（2015～2055）の総額で約53億6千万円と試算された。

立科町立科浄化管理センター他再構築基本設計（ストックマネジメント実施計画）

各資産共にアクション比較検討の結果、今回は長寿命化対策が根幹部品を含めて交換となったため、アクション1（長寿命化対策）＜アクション2（更新）となり長寿命化対策を行う結果となった。

◆全機器結果

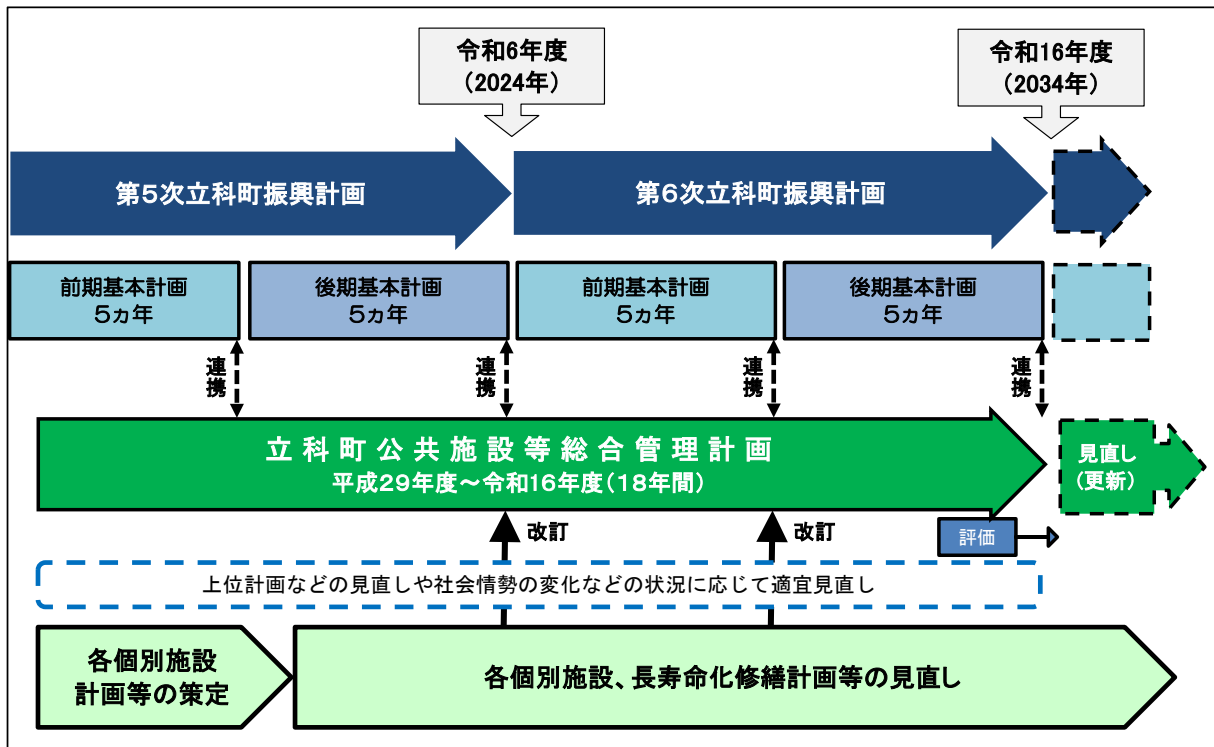
		使用年数 (年)	累積費用 (百万円)	年平均費用 (百万円)	評価	改善額累計 (百万円)
No.1最終沈殿池 汚泥かき寄せ機	アクション1	33	101.89	3.09	○	19.41
	アクション2	137	320.6	2.34		
	コスト削減効果	3.09 - 2.34 = 0.75 百万円 / 年のコスト削減				
No.2最終沈殿池 汚泥かき寄せ機	アクション1	41	115.95	2.83	○	7.47
	アクション2	118	299.22	2.54		
	コスト削減効果	2.83 - 2.54 = 0.29 百万円 / 年のコスト削減				

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「立科町振興計画」などと連動しながら、向こう18年間（平成29（2017）年度～令和16（2034）年度）を対象期間とし、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和16（2034）年度は、10年間を基本的な計画期間とする「立科町振興計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和16（2034）年度を計画の目安として設定しました。

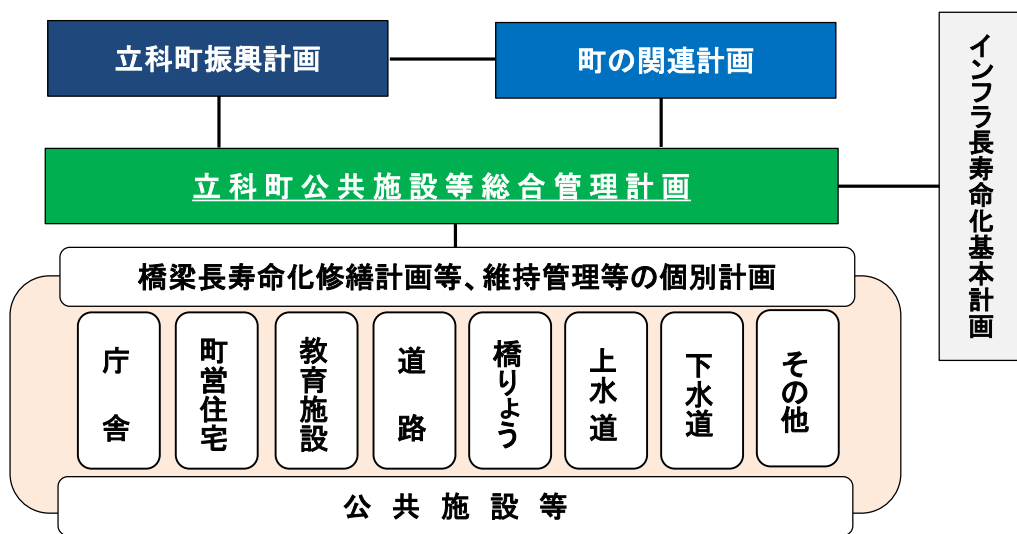
◆図表 5-1 計画期間（立科町振興計画との関係）



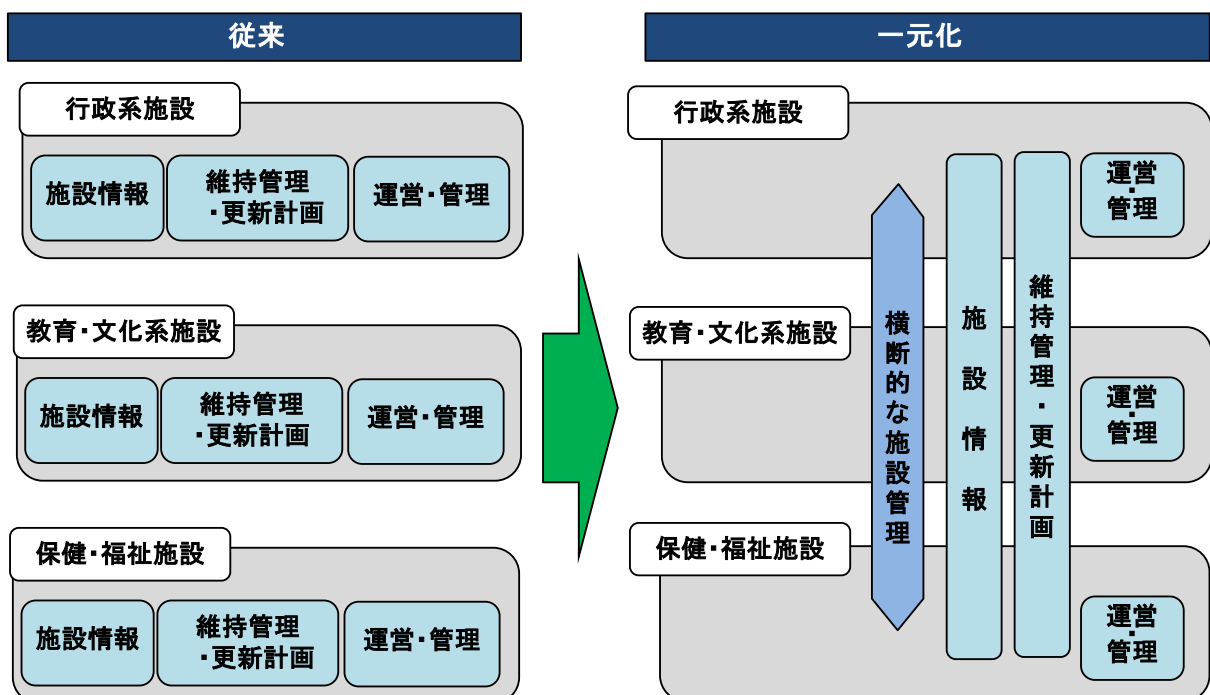
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

これまでの所管課における部分最適化の考え方から、町全体における全体最適化の視点で公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制の構築を検討します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の割合が増加することに伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本町全体の人口減少により、公共施設等の数量は、人口に比較して年々過剰な状況になると考えられることから、住民のニーズや社会情勢を的確に捉え、必要なサービス水準を確保しながら、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

本町の公共建築物は、既に建設から30年以上経過している施設も多いため、老朽化や機能低下が懸念されます。これから施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新などの対策が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設との複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、今まで住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、町民一人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

町民一人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に伴い、近隣自治体との連携や町内の地域ごとの調和を図りながら、公共建築物の老朽度や利用状況などから判断し、段階的に施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

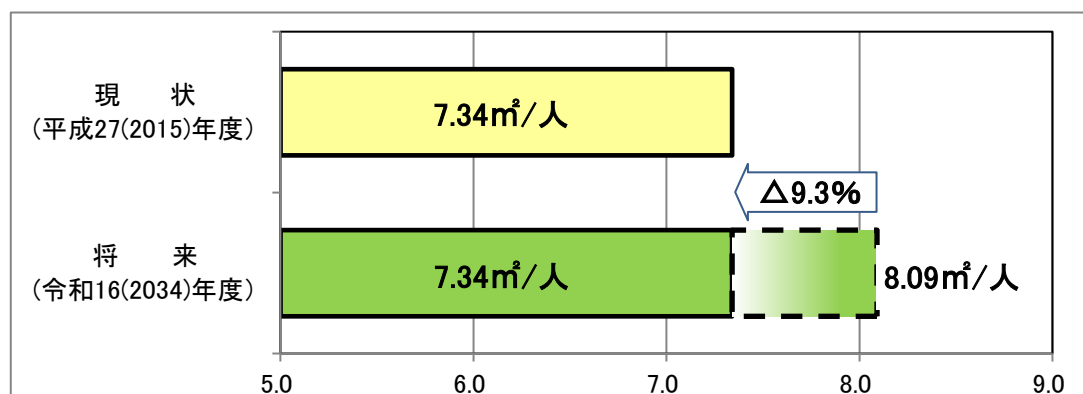
効率かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、「立科町人口ビジョン」（平成27（2015）年11月24日）の人口将来展望を参考に設定することとします。

本町の平成 27 (2015) 年国勢調査人口は 7,265 人であり、公共建築物の町民一人当たりの延床面積は 7.34 m²となっています。しかし、令和 16 (2034) 年の人口将来展望 (直近の令和 12 (2030) 年人口) では 6,592 人に減少し、町民一人当たりの延床面積は 8.09 m²となり、町民一人当たり 0.75 m²の増加となる見込みです。

将来的に町民一人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量 (延床面積) を段階的に縮減します。令和 16 (2034) 年の人口将来展望一人当たりの延床面積が 0.75 m²増加することから、施設総量 (延床面積) を、令和 16 (2034) 年度までに約 9.3%縮減することを目指します。

**施設保有量を令和16 (2034) 年度までに
約9.3%縮減を目指します。
(総床面積ベースで約5,000m² (平成27 (2015) 年度比) を縮減)**

◆図表 5-4 町民一人当たりの延床面積



「町民一人当たりの公共建築物延床面積」

7.34 m^2 (令和 16 (2034) 年度目標) / 8.09 m^2 (令和 16 (2034) 年度推計) - 1
= $\Delta 0.0927$ (≒9.3%縮減)

※令和 16(2034)年度人口は、「立科町人口ビジョン」(平成 27 (2015) 年 11 月 24 日)の計画期間最終年度に近い令和 12(2030)年の人口将来展望を使用

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路、橋りょう、上水道管、下水道管などを廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の計画的な維持管理、更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や点検・整備に関する検討をします。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図るとともに、地域及び民間に公共施設等の譲渡などを進めます。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFI¹などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、倒壊等による人的被害が発生しないようにするための対策や取り

¹ PPPとは、Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。

PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設の建設、運営等を民間の資金やノウハウを活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進方針

障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていくうえで障壁となるものを取り除くためバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。施設更新時や長寿命化に係る改修、大規模改修などに合せたバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を原則としますが、既存の施設等についても、利用実態等を踏まえて総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修を検討し、速やかな対応に努めます。

なお、その推進を図る施設等については、個別施設計画に位置付けることとします。

(5) 耐震化の実施方針

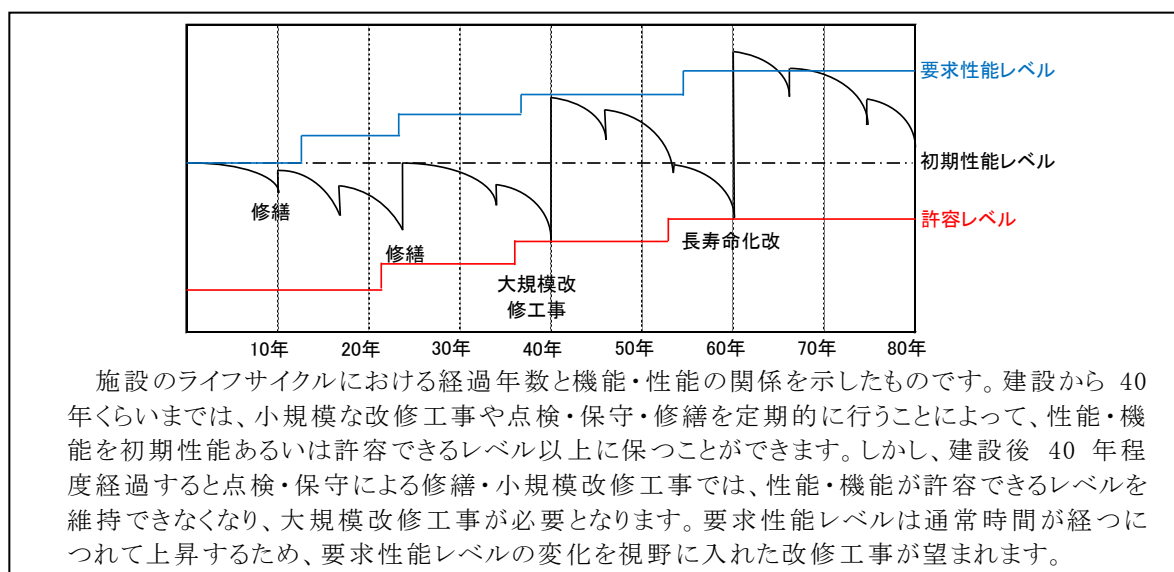
耐震化未実施の施設のうち、今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

(6) 長寿命化の実施方針

公共施設等は、これまで破損・故障等が生じた場合の対処療法的な「事後保全」であったため、適切な維持管理の時期が先延ばしされ、劣化が進行することで施設本来の寿命を短縮させる可能性があります。このことから、公共施設等の老朽化に伴って不具合等が発生する前に定期的な点検や修繕による「予防保全」に努め、長寿命化を推進します。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、更新等を実施することとし、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画との整合を図るものとします。

◆ 図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

(7) 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会の形成に向けて、公共施設への太陽光発電設備やLED照明の導入など、省エネや再エネ利用、グリーンインフラの取り組みを推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

統合や廃止については、施設の大規模改修や更新時において利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を踏まえて、施設の統合、複合化等の検討をします。

将来的に利用が見込めない施設などについては、人口構成の変動や財政状況等を踏まえながら、客観的な視点から施設の必要性を検討し、施設総量の縮減に努めます。施設の廃止により生じる未利用財産は、売却処分等により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備の財源としての活用を図ります。

なお、個別具体的な統廃合等の方針については、個別施設計画に位置付けることとします。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、各所管課間で情報共有を図りながら、全庁横断的な推進体制を構築して本計画に取り組みます。

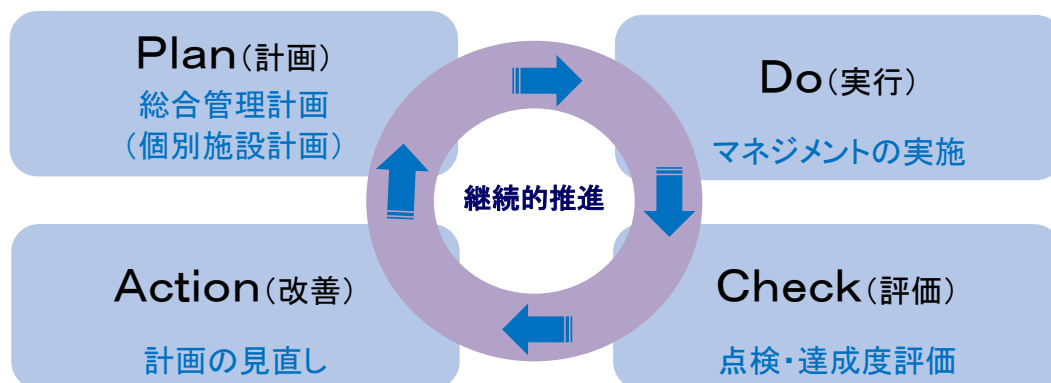
また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

6 PDCAサイクルの推進

本計画に掲げた目標を達成するためPDCA（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度や社会経済情勢、財政状況の変化など、前提となる条件が大きく変わった場合は、必要に応じて見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 5-6 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

集会施設は、地域コミュニティの拠点施設として、重要な役割を担う施設であることから、適切な維持管理と大規模な改修等が必要になると考えられます。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	5施設	延床面積	2,093.06㎡
対象施設	立科町中央公民館、真蒲農業生活改善施設、青少年交流センター、たてしな人権センター、立科町転作促進研修センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で建設された耐震化未実施の施設で、存続が必要とされる施設は、適切に耐震化を図ります。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】</p> <p>今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な改修等を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により各施設の危険箇所等を把握し、危険性があると判断された箇所については、必要に応じた施設改修・修繕等を行い、利用者が安心して利用できるように、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討し、推進します。</p>					

(2) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

本町には、スポーツ施設として女神湖体育館、立科町体育センターなど9施設、レクリエーション施設・観光施設として白樺高原総合観光センターなど6施設、産業系施設として、立科町ふるさと交流館「芦田宿」、立科温泉「たてしなの里権現の湯」など6施設を保有しています。

建設されてから30年以上が経過している施設については、今後大規模な改修等が必要になると考えられます。

◆図表6-2 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	9施設	延床面積	8,446.25㎡
対象施設	テニスクラブハウス、心かよう館、野球場（クラブハウス、公衆便所、物置）、立科町屋内運動場、女神湖体育館、立科町体育センター、女神湖多目的運動場、白樺高原国際スキー場（駅舎、格納庫等）、しらかば2in1スキー場（駅舎、格納庫等）				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	6施設	延床面積	3,189.18㎡
対象施設	御泉水自然園（管理棟、四阿等）、女神湖（管理事務所、トイレ）、蓼科第一牧場（牛舎・サイロ、羊舎）、白樺高原総合観光センター（管理事務所、パトロール室）、蓼科園地（野外音楽ホール、四阿）、夢の平キャンプ場（炊事場）				
産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	6施設	延床面積	4,664.15㎡
対象施設	立科町ふるさと交流館「芦田宿」、立科温泉「たてしなの里権現の湯」、立科町移住体験住宅、簡易休憩施設付市民農園クライנגルテン、道の駅「女神の里たてしな」、立科町交流促進センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録を蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】 建設されてから30年以上が経過している施設は、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な改修等を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、各施設の危険箇所等を把握し、危険性があると判断された箇所については、必要に応じた施設改修・修繕等を行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方の検討を進めます。</p>					

注：白樺高原国際スキー場及びしらかば2in1スキー場は、主な建物のみとなっています。

(3) 学校教育系施設、子育て支援施設

本町には、立科小学校、立科中学校とたてしな保育園、立科町こども未来館を保有しています。立科小学校は40年以上、立科中学校は30年以上が経過するため、今後大規模な改修等が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	2施設	延床面積	14,390.26 m ²
対象施設	立科小学校、立科中学校				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	1,856.95 m ²
対象施設	たてしな保育園				
区分	幼児・児童施設	施設数	1施設	延床面積	545.08 m ²
対象施設	立科町こども未来館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。</p> <p>昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で建設された施設は、立科小学校及び立科中学校第2体育館で、既に耐震診断及び耐震補強が完了しています。引き続き、災害時における地域の核となる施設としての機能の確保を図ります。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】</p> <p>立科小学校は、40年以上、立科中学校は、30年以上経過することから大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も施設を継続的に利用していくため、適切な維持管理を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施し、維持保全に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>児童、生徒、園児の安全な環境を維持することを最優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>学校施設については、少子化により児童・生徒数が減少してきていることから、小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方の検討を進めます。</p>					

(4) 保健・福祉施設

本町には、高齢福祉施設 4 施設、障害福祉施設 1 施設、保健施設 1 施設を保有しています。

立科町老人福祉センター、保健センターについては、建設されてから 30 年以上、立科町高齢者生きがいセンターについては 20 年以上が経過しているため、今後大規模な改修等が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	4 施設	延床面積	2,238.29 m ²
対象施設	高齢者生活支援共同住宅あんしん、立科町老人福祉センター、立科町高齢者生きがいセンター、蓼科ふれあい健康支援センター女神				
区分	障害福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	470.18 m ²
対象施設	立科町共生いきがいセンター				
区分	保健活動施設	施設数	1 施設	延床面積	467.00 m ²
対象施設	立科町老人福祉センター（保健センター）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>施設利用者が安全に安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理と、必要な改修等を行うことで、コストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要に応じた施設改修・修繕等を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>各施設とも、適正な配置と効率的な管理や運営方法について検討を進めます。</p> <p>また、住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討し、推進します。</p>					

(5) 行政系施設

行政系施設のうち、役場庁舎は耐震補強工事を平成 27 (2015) 年度に実施しております。立科町本部消防庫は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な改修等が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆ 図表 6-5 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	3,274.83 m ²
対象施設	立科町役場				
区分	消防施設	施設数	1 施設	延床面積	59.34 m ²
対象施設	立科町本部消防庫				
区分	その他行政系施設	施設数	10 施設	延床面積	371.61 m ²
対象施設	白樺高原夏季臨時警備派出所、蓼科地区ごみ集積所（7 施設）、蓼科地区ごみ分別ステーション、圃場整備事業現場詰所				
<p>● 管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防施設は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】</p> <p>建設されてから 30 年以上が経過している立科町役場、立科町本部消防庫は、点検や診断結果等に基づき、維持管理と必要な改修等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検や診断等により、安全が損なわれていると判断された箇所については、緊急的な修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、改修等を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p>					

(6) 町営住宅

本町が管理する町営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な改修等が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（町営住宅）の保有状況

町営住宅					
区分	町営住宅	施設数	27 施設	延床面積	6,452.98 m ²
対象施設	厚生住宅、町営住宅（女神湖・真蒲・茂田井）、立科町営若者住宅細谷団地、立科町町営定住促進住宅細谷住宅、子育て支援住宅（サンコーポ芦田宿・サンコーポ芦田宿南）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、改修等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、利用状況や必要性等を考慮しながら耐震化について検討するとともに、定期的な劣化診断等を行い、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>安全で安心な町営住宅の供給を推進するため、老朽化が著しい住宅については、計画的に取り壊し、建替え等を検討します。また、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する町営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p>					

(7) その他（公園施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、統合・廃止の是非や施設のあり方を検討します。

※旧立科町子育て支援センター、旧若草保育園、旧庁舎倉庫（油庫）については、令和3年度に譲渡しました。

◆図表 6-7 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園施設含む）					
区分	公園	施設数	12施設	延床面積	661.01 m ²
対象施設	陣内森林公園（直売所、休憩施設）、古町・姥農村公園（四阿、トイレ）、大庭史跡公園（倉庫、トイレ）、青少年の森（四阿、トイレ）、風の子広場（四阿、トイレ）、松並木公園（四阿、トイレ）、池上農村公園（四阿、トイレ）、柳沢公園（四阿、トイレ）、藤沢農村公園（四阿、トイレ）、朝日の丘公園（四阿）、白樺湖親水公園（四阿）、三望台ツツジ公園（展望台）				
区分	その他	施設数	19施設	延床面積	3,778.48 m ²
対象施設	蓼科山七合目トイレ、白樺湖駐車場（トイレ）、旧立科町子育て支援センター、旧千草保育園、旧若草保育園、女神湖商店街公衆トイレ、高齢者センター隣接車庫、蓼科牧場大駐車場（トイレ）、つつじヶ丘バス停留所、マイクロバス車庫、旧庁舎倉庫（油庫）、中央公民館入口事務室兼書類倉庫、教員住宅（大城、上青木）、蓼科第二牧場（事務所、トイレ）、蓼科牧場バス停留所、立科町役場前バス停等				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、施設の延命を図るため、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。 耐震性能が劣る施設については、施設の利用状況・重要性等を検討したうえで、耐震対策を計画的・効果的に行います。</p> <p>【維持管理・更新等の実施方針】 点検や診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保の検討をします。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、廃止または更新の検討を進めます。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(8) インフラ施設

ア. 道路

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、「立科町個別施設計画【道路舗装】」による計画的な維持管理を実施し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」、「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・更新等の実施方針】

「立科町個別施設計画【道路舗装】」に基づく計画的な維持管理を行い、安全で快適な道路環境の継続に努め、維持管理コストの縮減に取り組みます。

また、修繕、改修等については、立科町町道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく町道の構造の技術的基準に関する規則により適切に図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検や診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

経済活動などの基盤となる施設であることから、統合や廃止による総量を縮減することが難しいため、長寿命化などの取り組みにより、将来費用の総額の抑制や平準化を図ります。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「立科町橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「立科町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・改修等を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検や診断等により、橋りょう利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

経済活動などの基盤となる施設であることから、統合や廃止による総量の縮減はせず、長寿命化などの取り組みにより、将来費用の総額の抑制や平準化を図っていくものとします。

ウ. 上水道・下水道

上水道、下水道は、これまで適宜修繕・改修等を行いながら、施設の維持管理を図ってきました。本町の上水道施設及び下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・更新等の実施方針】

布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映します。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 農道・林道・林道橋りょう

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障をきたすと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

立科町公共施設等総合管理計画

平成 29 年（2017 年）3 月発行

令和 2 年（2020 年）3 月第一回改訂

令和 4 年（2022 年）3 月第二回改訂

発行／編集 立科町

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

電話：0267-56-2311 ファクシミリ：0267-56-2310

URL：<http://www.town.tateshina.nagano.jp/>